

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 9 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 2 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 から別添 6 までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和 2 年 3 月 5 日付官報（号外第 42 号）に掲載された令和 2 年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添 7 のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）（別添 1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）（別添 2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）（別添 3）
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）（別添 4）
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）（別添 5）
- ・「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分 B）に記載する機能区分コードについて」
（令和 2 年 3 月 5 日事務連絡）（別添 6）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B 0 0 1－9 療養・就労両立支援指導料

(1)～(2) (略)

(3) 「2」については、「1」を算定した患者について、情報提供を行った診療の次回以降の受診時に、就労の状況等を確認し、必要な療養上の指導を行った場合に、「1」を算定した日の属する月 又はその翌月 から起算して 3 月を限度として、月 1 回に限り算定する。
なお、「1」を算定した日の属する月に「2」を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること。

第 3 部 検査

<通則>

1～15 (略)

16 第 3 部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。

P H A : Passive hemagglutination 受身赤血球凝集反応

R P H A : Reversed passive hemagglutination 逆受身赤血球凝集反応

L A : Latex agglutination ラテックス凝集法

(L P I A : Latex photometric immuno assay)

P C I A : Particle counting immuno assay 微粒子計数免疫凝集測定法

P A M I A : Particle mediated immuno assay 粒度分布解析ラテックス免疫測定法

I A H A : Immuno adherence hemagglutination 免疫粘着赤血球凝集反応

R I A : Radio immuno assay 放射性免疫測定法

R I S T : Radio immuno sorbent test

R A S T : Radio allerge sorbent test

R A : Radioassay ラジオアッセイ

R R A : Radioreceptorassay ラジオレセプターアッセイ

C P B A : Competitive protein binding analysis 競合性蛋白結合分析法

E I A : Enzyme immuno assay 酵素免疫測定法

(E L I S A : Enzyme linked immuno sorbent assay)

F A : Fluorescent antibody method 蛍光抗体法

F P A : Fluorescence polarization assay 蛍光偏光法

F P I A : Fluorescence polarization immuno assay 蛍光偏光免疫測定法

T R - F I A : Time resolved fluoro immuno assay 時間分解蛍光免疫測定法
I R M A : Immuno radiometric assay 免疫放射定量法
S R I D : Single radial immuno diffusion method 一元拡散法
E S : Electrosyneresis method 向流電気泳動法
T I A : Turbidimetric immuno assay 免疫比濁法
H P L C : High performance liquid chromatography 高性能液体クロマトグラフィー
G L C : Gas-liquid chromatography 気液クロマトグラフィー
G C : Gas chromatography ガスクロマトグラフィー
C L I A : Chemiluminescent immuno assay 化学発光免疫測定法
C L E I A : Chemiluminescent enzyme immuno assay 化学発光酵素免疫測定法
E C L I A : Electrochemiluminescence immuno assay 電気化学発光免疫測定法
S I A : Split immuno assay
P C R : Polymerase chain reaction
P C R - r S S O : Polymerase chain reaction - reverse sequence specific oligonucleotide
E V - F I A : Evanescent wave fluoro immuno assay エバネセント波蛍光免疫測定法
F I A : Fluoro immuno assay 蛍光免疫測定法
L B A : Liquid-phase binding assay 液相結合法
F I S H : Fluorescence in situ hybridization
S I S H : silver in situ hybridization
L A M P : Loop-mediated isothermal amplification
T M A : Transcription-mediated amplification
S D A : Strand displacement amplification
S S C P : Single strand conformation polymorphism
R F L P : Restriction fragment length polymorphism
L C R : Ligase chain reaction
H D R A : Histoculture drug response assay
C D - D S T : Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test

T R C : Transcription Reverse-transcription Concerted reaction

注 L A (測定機器を用いるもの) とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝集塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。

17～18 (略)

第7部 リハビリテーション

<通則>

1～8 (略)

9 疾患別リハビリテーションを実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、疾患名及び当該疾患の治療開始日又は発症日、手術日又は急性増悪(当該疾患別リハビリテーションの対象となる疾患の増悪等により、1週間以内にF I M又はB I が10以上(「難病の患者に対する医療

等に関する法律」第5条第1項に規定する指定難病については5以上とする）低下するような状態等に該当する場合をいう。以下この部において同じ。）の日（以下この部において「発症日等」という。）を記載すること。また、標準的算定日数を超えて継続して疾患別リハビリテーションを行う患者（疾患別リハビリテーション料の各規定の「注4」並びに区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料及び区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の「注5」にそれぞれ規定する場合を除く。）のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合（特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九の九第一号に掲げる場合）は、①これまでのリハビリテーションの実施状況（期間及び内容）、②前~~3~~²か月の状態との比較をした当月の患者の状態、③将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する見込み期間、④FIM又はBI及びその他の指標を用いた具体的な改善の状態等を示した継続の理由を摘要欄に記載すること。ただし、リハビリテーション実施計画書を作成した月にあつては、改善に要する見込み期間とリハビリテーション継続の理由を摘要欄に記載した上で、当該計画書の写しを添付することでも差し支えない。なお、継続の理由については、具体的には次の例を参考にして記載すること。

本患者は、2008年9月21日に脳出血を発症し、同日開頭血腫除去術を施行した。右片麻痺を認めたが、術後に敗血症を合併したため、積極的なリハビリテーションが実施できるようになったのは術後40日目からであった。2009年2月中旬まで1日5単位週4日程度のリハビリテーションを実施し、BIは45点から65点に改善を認めた。3月末に標準的算定日数を超えるが、BIの改善を引き続き認めており、リハビリテーションの開始が合併症のために遅れたことを考えると、1か月程度のリハビリテーション継続により、更なる改善が見込めると判断される。

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理・実施料

M001-4 粒子線治療 （一連につき）

（1）～（9）（略）

M002 全身照射 （一連につき）

（略）

M003 電磁波温熱療法 （一連につき）

（1）～（6）（略）

M004 密封小線源治療 （一連につき）

（1）～（10）（略）

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B 0 1 4 退院時共同指導料 1、B 0 1 5 退院時共同指導料 2

- (1) 退院時共同指導料 1 又は退院時共同指導料 2 は、保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関（以下この区分において「在宅療養担当医療機関」という。）と連携する別の保険医療機関の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養を行う患者に対して、療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の歯科医師若しくは医師又は保健師、助産師、看護師、准看護師（以下この区分において、「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中 1 回に限り、それぞれの保険医療機関において算定する。ただし、特掲診療料の施設基準等別表第三の一の 二三 に掲げる「退院時共同指導料 1 及び退院時共同指導料 2 を二回算定できる疾病等の患者」であって、当該入院中に 2 回算定する場合は、当該 2 回中 1 回はそれぞれの保険医療機関の歯科医師、医師、看護師又は准看護師が共同して指導すること。なお、当該患者の退院後の在宅療養において歯科医療を行う保険医療機関の歯科衛生士と当該患者が、入院中の保険医療機関の准看護師と共同して在宅での療養上必要な説明及び指導を行う場合は、歯科医療を担当する保険医療機関の歯科医師及び入院中の保険医療機関の医師又は看護師の指示を受けて行う。また、ここでいう入院とは、第 1 章第 2 部通則 4 に定める入院期間が通算される入院をいう。
- (2)～(16) (略)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)

別添 1

初・再診料の施設基準等

第 4 歯科外来診療環境体制加算 1 及び歯科外来診療環境体制加算 2

1 (略)

2 届出に関する事項

- (1) 歯科外来診療環境体制加算 1 又は歯科外来診療環境体制加算 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 4 を用いること。また、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を全て修了していることが確認できる文書を添付すること。
- (2) 当該届出については、届出にあたり実績を要しない。

別添 3

入院基本料等加算の施設基準等

第 4 の 4 看護職員夜間配置加算

1 看護職員夜間 12 対 1 配置加算 1 の施設基準

(1)～(7) (略)

(8) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、4 項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が 2 交代制勤務又は変則 2 交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからコまでのうち、4 項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添 3 の第 4 の 3 の 9 の (3) と同様であること。

ア～ウ (略)

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する 看護職員看護要員 の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ～ケ (略)

コ 当該病棟において、I C T、A I、I o T 等の活用によって、看護職員看護要員 の業務負担軽減を行っていること。

2～6 (略)

別紙 2

医療を提供しているが、医療資源の少ない地域

都道府県	二次医療圏	市 町 村
北海道	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町

	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
秋田県	北秋田	北秋田市、上小阿仁村
	大仙・仙北	大仙市、仙北市、美郷町
	湯沢・雄勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
長野県	木曽	木曽郡（上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町）
	大北	大町市、北安曇野郡（池田町、松川村、白馬村、小谷村）
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川 村 町
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
滋賀県	湖北	長浜市、米原市
	湖西	高島市
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	大田	大田市、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
香川県	小豆	小豆郡（土庄町、小豆島町）
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡（中種子町、南種子町、屋久島町）
	奄美	奄美市、大島郡（大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町）
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）

第1条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第三号に規定する離島の地域に該当する地域

別添4

特定入院料の施設基準等

第15 精神科救急入院料

1～3（略）

4 看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)～(2)（略）

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、2項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、2項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア～ウ（略）

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ～キ（略）

ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員看護要員の業務負担軽減を行っていること。

(4)（略）

5（略）

第16の2 精神科救急・合併症入院料

1（略）

2 看護職員夜間配置加算の施設基準

(1)～(2)（略）

(3) 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、2項目以上を満たしていること。ただし、当該加算を算定する病棟が2交代制勤務又は変則2交代制勤務を行う病棟のみで構成される保険医療機関である場合は、ア及びウからクまでのうち、2項目以上を満たしていること。なお、各項目の留意点については、別添3の第4の3の9の(3)と同様であること。

ア～ウ（略）

エ 当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員看護要員の夜勤後の暦日の休日が確保されていること。

オ～キ（略）

ク 当該病棟において、ICT、AI、IoT等の活用によって、看護職員看護要員の業務負担軽減を行っていること。

(4)（略）

3（略）

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
A 3 点滴ライン同時3本以上の管理	130004410	中心静脈注射
	130010670	血漿成分製剤加算（中心静脈注射）
	150247310	経膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入
	150255670	精密持続注入加算（経膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入）
	150254810	自己血輸血（2回以上）
	150286210	自家採血輸血（2回以上）
	150254910	保存血輸血（1回以上）
	150286310	保存血輸血（2回以上）
	150227810	自己血貯蔵（6歳以上）（凍結保存）
	150225610	自己血貯蔵（6歳以上）（凍結保存）
	150224010	自己血貯蔵（6歳以上）（凍結保存）
	150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）
	150300010	床置式自己血輸血（6歳以上）
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髄内輸血加算（その他）
	150228110	骨髄内輸血加算（胸骨）
	150260210	骨髄内輸血加算（胸骨）
	150225310	血液型加算（A B O式及びR h式）
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	H L A型検査クラス1加算（A、B、C）
	150228010	H L A型検査クラス2加算（D R、D Q、D P）
	150225510	血清交叉試験加算
	150225610	同種クラス2検査加算
	150404020	コリビュータクシスエッチ加算
	150266470	血小板洗浄術加算
	150225850	自家製凍した血液成分製剤を用いた注射の手技料（1回以上）
	150287450	自家製凍した血液成分製剤を用いた注射の手技料（2回以上）
A 6 輸血や血液製剤の管理	620004744	人全血液—L R「日赤」
	620004745	人全血液—L R「日赤」
	620004679	照射人全血液—L R「日赤」
	620004680	照射人全血液—L R「日赤」
	621609201	濃厚血小板—L R「日赤」
	621609301	濃厚血小板—L R「日赤」
	621609401	濃厚血小板—L R「日赤」
	621609501	濃厚血小板—L R「日赤」
	621609601	濃厚血小板—L R「日赤」
	621609701	濃厚血小板—L R「日赤」
	622191301	合成血液—L R「日赤」
	622191401	合成血液—L R「日赤」
	622191101	解凍赤血球液—L R「日赤」
	622191201	解凍赤血球液—L R「日赤」
	621772801	赤血球液—L R「日赤」
	621772901	赤血球液—L R「日赤」
	621772601	新鮮凍結血漿—L R「日赤」1 2 0
	621772701	新鮮凍結血漿—L R「日赤」2 4 0
	622192101	新鮮凍結血漿—L R「日赤」4 8 0
	622190901	洗浄赤血球液—L R「日赤」
	622191001	洗浄赤血球液—L R「日赤」
	621609801	濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	621609901	濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	621610001	濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	621772001	照射赤血球液—L R「日赤」
	621772101	照射赤血球液—L R「日赤」
	621602201	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602301	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602401	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602501	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602601	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602701	照射濃厚血小板—L R「日赤」
	621602801	照射濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	621602901	照射濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	621603001	照射濃厚血小板H L A—L R「日赤」
	622191701	照射解凍赤血球液—L R「日赤」
	622191801	照射解凍赤血球液—L R「日赤」
	622191901	照射合成血液—L R「日赤」
	622192001	照射合成血液—L R「日赤」
	622191501	照射洗浄赤血球液—L R「日赤」
	622191601	照射洗浄赤血球液—L R「日赤」
	622487001	照射洗浄血小板—L R「日赤」
	622487101	照射洗浄血小板H L A—L R「日赤」
	621151301	献血ベニロニン—I 静注用5 0 0 m g
	621151601	献血ベニロニン—I 静注用1 0 0 0 m g
	621151701	献血ベニロニン—I 静注用2 5 0 0 m g
	621449901	献血ベニロニン—I 静注用5 0 0 0 m g
	621152901	献血グロベニン—I 静注用5 0 0 m g
	621153301	献血グロベニン—I 静注用2 5 0 0 m g
	621450001	献血グロベニン—I 静注用5 0 0 0 m g
	646340035	抗H B s 人免疫グロブリン
	621153508	抗H B s 人免疫グロブリン筋注1 0 0 0 単位／5 m L「J B」
	646340065	抗H B s 人免疫グロブリン
	621153607	抗H B s 人免疫グロブリン筋注2 0 0 単位／1 m L「J B」
	646340492	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	621153804	コンファクトF 注射用2 5 0
	621153808	クロスエイトMC 静注用2 5 0 単位
	646340493	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	640431015	コンコエイト—H T
	621153904	コンファクトF 注射用5 0 0
	621153909	クロスエイトMC 静注用5 0 0 単位
	646340494	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	646340495	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	621154003	コンファクトF 注射用1 0 0 0
	621154006	クロスエイトMC 静注用1 0 0 0 単位
	622454900	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子
	622454901	クロスエイトMC 静注用2 0 0 0 単位
	646340510	乾燥抗D（R h o）人免疫グロブリン
	621154101	抗D 人免疫グロブリン筋注1 0 0 0 倍「ニチヤク」
	621154105	抗D 人免疫グロブリン筋注1 0 0 0 倍「J B」
	646340451	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
	621154207	テタノブリン筋注用2 5 0 単位
	621154201	破傷風グロブリン筋注用2 5 0 単位「ニチヤク」
	646340500	乾燥人血液凝固第9 因子複合体 2 0 0 国際単位（溶解液付）
	621154301	P P S B—H T 静注用2 0 0 単位「ニチヤク」2 0 0 国際単位溶解液付
	646340501	乾燥人血液凝固第9 因子複合体 4 0 0 国際単位（溶解液付）
	646340502	乾燥人血液凝固第9 因子複合体 5 0 0 国際単位（溶解液付）
	621154501	P P S B—H T 静注用5 0 0 単位「ニチヤク」5 0 0 国際単位溶解液付
	646340503	乾燥人血液凝固第9 因子複合体 1 0 0 0 国際単位（溶解液付）
	621356303	献血アルブミン5 % 静注5 g／1 0 0 m L「J B」
	620009135	アルブミン—5 % 静注1 2 5 g／2 5 0 m L
	621755301	献血アルブミン5 % 静注1 2 5 g／2 5 0 m L「ニチヤク」
	621755403	献血アルブミン5 % 静注1 2 5 g／2 5 0 m L「J B」
	621155501	献血アルブミン2 0 % 静注4 g／2 0 m L「ニチヤク」
	621155202	献血アルブミン2 0 % 静注4 g／2 0 m L「J B」
	621155307	献血アルブミン2 0「K M B」
	620008814	献血アルブミン2 5 % 静注5 g／2 0 m L「ベネシス」
	620008815	献血アルブミン2 5 % 静注1 2 5 g／5 0 m L「ニチヤク」
	620009136	アルブミン—2 5 % 静注1 2 5 g／5 0 m L
	621450201	赤十字アルブミン2 5 % 静注1 2 5 g／5 0 m L
	621645901	献血アルブミン2 5 % 静注1 2 5 g／5 0 m L「ニチヤク」
	621156607	献血アルブミン2 5「K M B」
	620009137	アルブミン—ベーリンク2 0 0 % 静注1 0 0 g／5 0 m L
	621157401	献血アルブミン2 0 % 静注1 0 g／5 0 m L「ニチヤク」
	621157302	献血アルブミン2 0 % 静注1 0 g／5 0 m L「J B」
	621155407	献血アルブミン2 0「K M B」
	646340028	乾燥人フィブリノゲン
	621157504	フィブリノゲンH T 静注用1 g「J B」
	646340054	人免疫グロブリン
	621157601	ガンマグロブリン筋注4 5 0 m g／3 m L「ニチヤク」
	621157602	ガンマグロブリン筋注1 5 0 m g／1 0 m L「ニチヤク」
	621157617	グロブリン筋注4 5 0 m g／3 m L「J B」
	621157604	グロブリン筋注1 5 0 m g／1 0 m L「J B」
	621384801	ファイバ静注用5 0 0
	621384901	ファイバ静注用1 0 0 0
	620007377	テタガムP 筋注シリンジ2 5 0
	646340456	抗破傷風人免疫グロブリン
	646340188	人ハプトグロビン
	621158404	ハプトグロビン筋注2 0 0 0 単位「J B」
	622607401	ガンマガード静注用5 g
	621158701	献血アルブミンネード4 4 % 静注4 4 g／1 0 0 m L

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	621560801	献血アルブミニート4.4%静注11g/250mL
	646340261	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159004	ヘパスリン筋注用200単位
	621159001	乾燥HBグロブリン筋注用200単位「ニチヤク」
	646340262	乾燥抗HBs人免疫グロブリン
	621159104	ヘパスリン筋注用1000単位
	621159101	乾燥HBグロブリン筋注用1000単位「ニチヤク」
	646340491	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001350	献血ノンスロン500注射用
	621159206	アンシロビンP500注射用
	621159207	ノイアート静注用500単位
	640453060	乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
	620001351	献血ノンスロン1500注射用
	620003071	ノイアート静注用1500単位
	620004332	アンシロビンP1500注射用
	620009201	ベリナートP静注用500
	621758002	献血ポリグロビンN5%静注0.5g/10mL
	621758102	献血ポリグロビンN5%静注2.5g/50mL
	621758202	献血ポリグロビンN5%静注5g/100mL
	622192202	献血ポリグロビンN10%静注5g/50mL
	622192302	献血ポリグロビンN10%静注10g/100mL
	622523501	献血ポリグロビンN10%静注2.5g/25mL
	622683601	ピリヴィジェン10%点滴静注5g/50mL
	622683701	ピリヴィジェン10%点滴静注10g/100mL
	622683801	ピリヴィジェン10%点滴静注20g/200mL
	621159901	献血ヴェノグロブリンIH5%静注0.5g/10mL
	621160701	献血ヴェノグロブリンIH5%静注2.5g/50mL
	621160501	献血ヴェノグロブリンIH5%静注1g/20mL
	621490001	献血ヴェノグロブリンIH5%静注5g/100mL
	622235601	献血ヴェノグロブリンIH5%静注10g/200mL
	622534401	献血ヴェノグロブリンIH10%静注0.5g/5mL
	622534501	献血ヴェノグロブリンIH10%静注2.5g/25mL
	622534601	献血ヴェノグロブリンIH10%静注5g/50mL
	622534701	献血ヴェノグロブリンIH10%静注10g/100mL
	622534801	献血ヴェノグロブリンIH10%静注20g/200mL
	646340497	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
	620009263	クリスマシンM静注用400単位
	622408201	ノバクトM静注用500単位
	646340499	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
	620009264	クリスマシンM静注用1000単位
	622408301	ノバクトM静注用1000単位
	622034100	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
	622034200	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
	622408401	ノバクトM静注用2000単位
	620009198	フィブラミンP静注用
	621769701	アドベイト静注用2500 2500国際単位（溶解液付）
	621769801	アドベイト静注用5000 5000国際単位（溶解液付）
	621769901	アドベイト静注用10000 10000国際単位（溶解液付）
	621984102	アドベイト静注用2000 2000国際単位（溶解液付）
	622440101	アドベイト静注用1500 1500国際単位（溶解液付）
	622623801	アドベイト静注用3000 3000国際単位（溶解液付）
	629903301	アドベイト静注用キット2500
	629903401	アドベイト静注用キット5000
	629903501	アドベイト静注用キット10000
	629903601	アドベイト静注用キット15000
	629903701	アドベイト静注用キット20000
	629903801	アドベイト静注用キット30000
	640412173	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161703	テタゾリンIH静注2500単位
	640412174	ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
	621161803	テタゾリンIH静注15000単位
	622366301	ノボセフンHI静注用1mg シリンジ
	622366401	ノボセフンHI静注用2mg シリンジ
	622366501	ノボセフンHI静注用5mg シリンジ
	622366601	ノボセフンHI静注用8mg シリンジ
	640443038	注射用アナクトC2.500単位
	640453163	ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
	621450602	ヘパスリンIH静注1000単位
	620006788	メドウェイ注25%
	621971601	ベネフィクス静注用500
	621971701	ベネフィクス静注用1000
	621971801	ベネフィクス静注用2000
	622273601	ベネフィクス静注用3000
	622288001	ハイゼントラ20%皮下注1g/5mL
	622288101	ハイゼントラ20%皮下注2g/10mL
	622288201	ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL
	622333001	ノボエイト静注用2500
	622333101	ノボエイト静注用5000
	622333201	ノボエイト静注用10000
	622333301	ノボエイト静注用15000
	622333401	ノボエイト静注用20000
	622333501	ノボエイト静注用30000
	622364101	オルプロリクス静注用500
	622364201	オルプロリクス静注用1000
	622364301	オルプロリクス静注用2000
	622364401	オルプロリクス静注用3000
	622426501	オルプロリクス静注用2500
	622608701	オルプロリクス静注用4000
	622402801	イロクテイト静注用2500
	622402901	イロクテイト静注用5000
	622403001	イロクテイト静注用7500
	622403101	イロクテイト静注用10000
	622403201	イロクテイト静注用15000
	622403301	イロクテイト静注用20000
	622403401	イロクテイト静注用30000
	622682501	イロクテイト静注用40000
	622424901	ノボサーティーン静注用2500
	622442001	アコアラン静注用600
	622583901	アコアラン静注用1800
	622473101	リクスビス静注用1000
	622473201	リクスビス静注用2000
	622473301	リクスビス静注用3000
	622623201	アディノベイト静注用キット2500
	622623501	アディノベイト静注用キット5000
	622623601	アディノベイト静注用キット10000
	622623701	アディノベイト静注用キット20000
	622640001	アディノベイト静注用キット15000
	622646101	アディノベイト静注用キット30000
	622489301	コバールトリイ静注用2500
	622489401	コバールトリイ静注用5000
	622489501	コバールトリイ静注用10000
	622489601	コバールトリイ静注用20000
	622489701	コバールトリイ静注用30000
	622526101	イデルビオン静注用2500
	622526201	イデルビオン静注用5000
	622526301	イデルビオン静注用10000
	622526401	イデルビオン静注用20000
	6229900101	イデルビオン静注用35000
	622608201	ヘムライブラ皮下注30mg
	622608301	ヘムライブラ皮下注60mg
	622608401	ヘムライブラ皮下注90mg
	622608501	ヘムライブラ皮下注105mg
	622608601	ヘムライブラ皮下注150mg
	622647001	レフィキシア静注用500
	622647101	レフィキシア静注用1000
	622647201	レフィキシア静注用2000
	622658001	ジビイ静注用500
	622658101	ジビイ静注用1000
	622658201	ジビイ静注用2000
	622658301	ジビイ静注用3000
	6229905101	イスバロクト静注用5000
	6229905201	イスバロクト静注用10000
	6229905301	イスバロクト静注用15000
	6229905401	イスバロクト静注用20000
	6229905501	イスバロクト静注用30000
	622367201	バクタロット配合静注用
	622250701	ノーモサング点滴静注250mg
	150224810	自家採血輸血（1回目以降）
	150228610	自家採血輸血（2回目以降）
	150224910	保存血液輸血（1回目）
	150286310	保存血液輸血（2回目以降）
	150327510	自己血貯血（6歳以上）（液状保存）
	150327610	自己血貯血（6歳以上）（凍結保存）
	150247010	自己血輸血（6歳以上）（液状保存）

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
	150254810	自己血輸血（6歳以上）（凍結保存）
	150390610	希釈式自己血輸血（6歳以上）
	150225010	交換輸血
	150225210	骨髓内輸血加算（その他）
	150225110	骨髓内輸血加算（胸骨）
	150366370	血管露出術加算
	150225310	血液型加算（A B O式及びR h式）
	150225410	不規則抗体加算
	150247110	H1 A型検査クラス1加算（A、B、C）
	150278910	H1 A型検査クラス2加算（D R、D Q、D P）
	150225510	血液交叉試験加算
	150225610	間接クームス検査加算
	150404970	コンピュータクロスマッチ加算
	150366470	血小板添付術加算
	150225830	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（1回目）
	150287450	自家製造した血液成分製剤を用いた注射の手術料（2回目以降）

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規・7月報告）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況

(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。)

新規届出	既届出	項目名	届出年月日	新規届出	既届出	項目名	届出年月日
☐	☐	夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注12)	年 月 日	☐	☐	看護補助加算 1・2・3 (該当するものに○をつけること)	年 月 日
☐	☐	看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	年 月 日	☐	☐	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年 月 日
☐	☐	急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	☐	☐	看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年 月 日
☐	☐	夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年 月 日	☐	☐	看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5)	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに○をつけること)	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況	
(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	
ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: 職種:
イ 看護職員の勤務状況の把握等	
(ア) 勤務時間	平均週 時間 (うち、時間外労働 時間)
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	☐ 勤務後の暦日の休日の確保 ☐ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 (具体的に:)
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 (具体的に:)
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: 回/年 参加人数: 平均 人/回 参加職種()
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	☐ 計画策定 ☐ 職員に対する計画の周知
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法:)
(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容	
ア 業務量の調整	☐ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	☐ 薬剤師 ☐ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☐ その他(職種)
ウ 看護補助者の配置	☐ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☐ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	☐ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	☐ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☐ 夜勤の減免制度 ☐ 休日勤務の制限制度 ☐ 半日・時間単位休暇制度 ☐ 所定労働時間の短縮 ☐ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	2)急性期看護補助体制加算 (夜間看護体制加算)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1)	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急入院料の注5／精神科救急・合併症入院料の注5)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	□	□	□	□	□	□
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	□	□	□	□	□	□
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	□	□	□	□	□	□
エ 暦日の休日の確保	□	□	□	□	□	□
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	□	□	□	□	□	□
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	□	□	□	□	□	□
(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
(イ)部署間における業務標準化	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	□			□		□
ク 看護補助者の夜間配置			□			□
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	□	□	□	□		□
コ 夜間院内保育所の設置	□	□	□	□	□	□
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□	□	□	□	□	□
該当項目数	()	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	2項目以上	

〔記載上の注意〕

- 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。
- 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、□に「✓」を記入すること。
- 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
 - ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
 - ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
 - ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
 - ・ク及びケについては、様式9
 - ・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料
 - ・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2)又は4))又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
- 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急入院料の注5又は精神科救急、合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。
- 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略することができる。
ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)～5)を届け出る場合を除く。
- 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(令和2年3月5日保医発 0305 第3号)

第2 届出に関する手続き

1～3 (略)

4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績期間を要しない。

ただし、以下に定める施設基準については、それぞれ以下に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

- (3) 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料、長期脳波ビデオ同時記録検査1、光トポグラフィー、終夜睡眠ポリグラフィー(1及び2以外の場合)(安全精度管理下で行うもの)、筋電図検査(単線維筋電図(一連につき))、骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術)、脳腫瘍覚醒下マッピング加算、網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術、植込型骨導補聴器交換術、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)、鏡視下喉頭悪性腫瘍手術、乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))、胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除又は肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、生体部分肺移植術、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、~~経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)~~、胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡下弁形成術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下弁置換術、経カテーテル大動脈弁置換術、経皮的僧帽弁クリップ術、胸腔鏡下動脈管開閉鎖術、不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテルの手術によるもの)、磁気ナビゲーション加算、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)、両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)、両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)、植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)、植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(その他のもの)、経静脈電極抜去術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)、経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)、補助人工心臓、小児補助人工心臓、植込型補助人工心臓(非拍動流型)、内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術、腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)、腹腔鏡下

胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）、腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、腹腔鏡下肝切除術、生体部分肝移植術、腹腔鏡下脾腫瘍摘出術、腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術、腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、同種死体脾臓移植術、生体部分小腸移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、生体腎移植術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下仙骨腔固定術、腹腔鏡下仙骨腔固定術（内視鏡手術用支援機器を用いた場合）、腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、高エネルギー放射線治療、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、腎代替療法指導管理料並びに導入期加算1及び2に係る年間実施件数

ア～エ（略）

（4）～（14）（略）

特掲診療料の施設基準等

第 66 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術

1 両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）に関する施設基準

（１）～（４）（略）

（５） 常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ 2 名以上配置されており、そのうち 2 名以上は、所定の研修を修了していること。~~所定の研修を修了した常勤の循環器内科又は小児循環器内科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ 2 名以上配置されていること。~~

（６）～（７）（略）

2 ～ 3 （略）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別 ・ 新規届出（実績期間 年 月 ～ 年 月） ・ 再度の届出（実績期間 年 月 ～ 年 月）		
2 1 標榜診療科（施設基準に係る標榜科名を記入すること。）		
3 2 以下の手術について、術者として、合わせて 20 例以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師の氏名等（2 名以上） ア 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（骨盤） イ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜） ウ 腹腔鏡下後腹膜腫瘍摘出術 エ 腹腔鏡下腎摘出術腹 オ 腔鏡下副腎摘出術 カ 腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術 キ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術		
常勤医師の氏名	勤務時間	2 に示す手術の経験症例数
	時間	例
	時間	例
	時間	例
4 3 当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 10 例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師の氏名等（1 名以上）		
常勤医師の氏名	勤務時間	当該手術の経験症例数
	時間	例
	時間	例
5 4 当該保険医療機関における当該手術の年間実施症例数 _____ 例		

[記載上の注意]

~~1~~ 「1」は、特掲診療料施設基準通知第 2 の 4 の（3）に定めるところによるものであること。

~~1~~ 2 「2-3」及び「3-4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。

~~2~~ 3 「2-3」から「4-5」については、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を別添 2 の様式 52 により添付すること。

~~3~~ 4 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
(令和 2 年 3 月 5 日保医発0305第 9 号)

(別紙)

告示名	略称
068 人工指関節用材料	
(1) 人工手指関節用材料・人工手根中手関節用材料・大菱形骨側材料	人工手指関節・P F－1
(2) 人工手指関節用材料・人工手根中手関節用材料・中手骨側材料	人工手指関節・P M－2
(3) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・近位側材料	人工手指関節・P P－3
(4) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・遠位側材料	人工手指関節・P D－4
(5) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・一体型	人工手指関節・P O－5
(6) 人工手指関節用材料・その他の人工手指関節用材料・人工手根骨用	人工手指関節・P C－6
(7) 人工足指関節用材料・近位側材料	人工足指関節・T P－7
(8) 人工足指関節用材料・遠位側材料	人工足指関節・T D－8
(9) 人工足指関節用材料・一体型	人工足指関節・T O－9

(別表2)

類別 コード	類別名称	コード	一般の名称
器58	整形用器具器械	70959010	電動式骨手術器械

(別添 5)

特定診療報酬算定医療機器の定義等について
(令和 2 年 3 月 5 日保医発0305第11号)

I 医科点数表関係

(別表 1)

在宅医療

特定診療報酬算定医療機器 の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
横隔 神経 電気刺激装置	機械器具（12）理学診療用器具	横隔 神経 電気刺激装置	人工呼吸に依存する患者の呼吸補助を行うことが可能なもの	C 173	横隔 神経 電気刺激装置加算

リハビリテーション

特定診療報酬算定医療機器 の区分	定 義			その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け					
	類 別	一般的名称				
運動量増加機器	機械器具 (58) 整形用機械器具	能動型上肢用他動運動訓練装置	上肢を装置に固定し、設定された適切な可動域による訓練等を行うもの	H 003-2 注 5	運動量増加機器加算	
	機械器具 (58) 整形用機械器具	能動型展伸・屈伸回転運動装置	ロボット脚等により、他動運動（立脚動作及び遊脚動作）の補助等を行うもの			
	機械器具 (12) 理学診療用器具	歩行神経筋電気刺激装置	電気刺激により足を背屈させ、歩行を改善させるもの			

手術

特定診療報酬算定医療機器 の区分	定 義			その他の条件	対応する診療報酬項目
	薬事承認上の位置付け				
	類 別	一般的名称			
	超音波切削機器	機械器具 (58) 整形用機械器具	電動式骨手術器械		
	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波手術器	超音波振動により骨切り術及び骨整形 が可能なもの	K 939-8	超音波切削機器加算
	機械器具 (62) 歯科用切削器	歯科用多目的超音波治療器			

(別表 2)

類別 コード	類別名称	コード	一般的名称
器58	整形用器具器械	70959010	電動式骨手術器械

特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分 B）
 に記載する機能区分コードについて
 （令和 2 年 3 月 5 日事務連絡）

（別表）

Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード				
037	交換用胃瘻カテーテル					
	(1) 胃留置型					
	① バンパー型					
	ア ガイドワイヤーあり	B002	037	01	01	1
	イ ガイドワイヤーなし	B002	037	01	01	2
	② バルーン型	B002	037	01	02	
	(2) 小腸留置型	B002	037	02		
	① バンパー型	B002	037	02	01	
	② 一般型	B002	037	02	02	
078	人工骨					
	(1) 汎用型					
	① 非吸収型					
	ア 顆粒・フィラー	B002	078	01	01	1
	イ 多孔体	B002	078	01	01	2
	ウ 骨形成促進型形状賦形型	B002	078	01	01	3

官報掲載事項の一部訂正

令和二年三月五日（号外第四十二号）厚生労働省告示第五十七号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

【原稿誤り】

該当箇所	誤	正
第2章第1部 区分番号B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 注7	7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、 <u>同一暦月に</u> 血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、 <u>1 回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に</u> 限り、530 点を所定点数に加算する。	7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1 回に限り、530 点を所定点数に加算する。
第2章第1部 区分番号B001－9 療養・就労両立支援指導料 注2	2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。	2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月又は <u>その翌月</u> から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。

令和二年三月二十三日（号外第五十六号）厚生労働省告示第八十二号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一号第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

【原稿誤り】

該当箇所	誤	正
一	メ K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合	メ K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合（ <u>食道の手術に用いた場合に限る。</u> ）